

広島県告示第四百四十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

越川地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
尾道市	因島土生町		長力八	一一八四番一 一一八九番一 一一八九番二 一一八四番七	標柱一号及び二号 標柱三号、四号及び五号 標柱六号及び七号 標柱八号及び九号